

令和8年7月31日
病院事業局

報道機関各位

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 職場離脱及び物品横領事案に係る処分

<当事者>

県立病院 50歳代の医療技術職員（男性） 停職6月

<管理監督者>

新庄病院 50歳代の次長級事務職員（男性） 文書訓告

【事案の概要】

学会の会議等に私用で参加するため、令和6年5月から11月までの間、計5回にわたって勤務時間中に職場を離れ、職務を怠るなど、勤務態度不良となる行為を行った。

また、病院が購入したタブレット端末を令和6年6、7月頃から約7か月間、自宅に持ち帰って私的に使用した。

2 人身事故事案に係る処分

新庄病院 40歳代の医療技術職員（男性） 文書訓告

【事案の概要】

令和8年2月、河北町内において普通自動車を運転中、一時停止の道路標識が設置されている交差点の手前で一時停止せず、右方道路から進行してきた自動車に衝突し、同車の運転者及び同乗者に傷害を負わせたことにより、罰金の司法処分を受けた。

3 病院事業管理者コメント

別紙のとおり

問合せ先
病院事業局県立病院課 副主幹 結城
電話：023-630-2328
広報監 病院事務局長 高梨